

【表紙】	
【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月27日
【会社名】	株式会社インテリックス
【英訳名】	INTELLEX Co., Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 卓也
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区 渋谷二丁目12番19号
【電話番号】	(03)5766-7639
【事務連絡者氏名】	専務取締役 鶴田 豊彦
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区 渋谷二丁目12番19号
【電話番号】	(03)5766-7639
【事務連絡者氏名】	専務取締役 鶴田 豊彦
【縦覧に供する場所】	株式会社インテリックス 横浜店 (横浜市西区北幸一丁目8番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平成25年8月27日開催の当社第18回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成25年8月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条について、事業目的を追加する。

当社は、全国証券取引所が平成19年11月27日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成25年12月1日を効力発生日として、当社の株式を1株につき100株の割合をもって分割するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用する。

これに伴い、平成25年12月1日を効力発生日として、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更し、第7条（単元株式数）及び議決権を有しない単元未満株主の権利を明確にするため第8条（単元未満株式についての権利）を新設し、現行定款第7条以降の条数の繰り下げを行う。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として山本卓也、鶴田豊彦、佐藤弘樹、滝川智庸及び古海陽一郎を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	46,298	51		（注1）	可決（99.89%）
第2号議案				（注2）	
山本 卓也	46,245	104	0		可決（99.78%）
鶴田 豊彦	46,231	118	0		可決（99.75%）
佐藤 弘樹	46,244	105	0		可決（99.77%）
滝川 智庸	46,245	104	0		可決（99.78%）
古海陽一郎	46,222	127	0		可決（99.73%）

（注1） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

（注2） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上